改正案

現行

山武郡市広域水道企業団建設工事適正化指導要領

制 定 平成 20 年 3 月 19 日 最終改正 令和 4 年 3 月 29 日

第1条~第2条 省略

(書面による請負契約の締結)

- 第3条 発注者と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも 法第19条各号に<u>規定された</u>事項が記載された書面により締結しなければ ならない。
- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契 約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告)又は同契約約款に 準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならな い。

(一括下請の禁止等)

- 第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を 一括して請け負ってはならない。
- 3 前2項の規定は、公共工事を除き、元請業者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には適用しないものとする。この場合においても、一括して他人に請け負わせることは極力避けるものとする。
- 4 建設業者は、不必要な重層下請を行わないこと。

山武郡市広域水道企業団建設工事適正化指導要領

制 定 平成 20 年 3 月 19 日 最終改正 平成 28 年 5 月 31 日

第1条~第2条 省略

(合理的な請負契約の締結)

- 第3条 発注者と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも 法第19条各号に<u>掲げる</u>事項が記載された書面により締結しなければなら ない。
- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契 約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告)又は同契約約款に 準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならな い。

(一括下請の禁止等)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

(追加)

- 2 <u>前項</u>の規定は、公共工事を除き、元請業者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には適用しないものとする。この場合においても、一括して他人に請け負わせることは極力避けるものとする。
- 3 建設業者は、不必要な重層下請を行わないこと。

改正案 現行

第5条 省略

(技術者の適正な配置)

第6条 第1項~第2項 省略

3 建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「政令」という。)第 27条に定める建設工事においては、前二項に定める主任技術者又は監理 技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。

この場合、当該技術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係 にある者で、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事す るものとする。

第4項 省略

(元請業者の義務)

- 第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。
- (1)元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を<u>きく</u>こと。
- $(2) \sim (3)$ 省略
- (4) 元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間 に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。
- (5) 元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額 に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契

第5条 省略

(技術者の適正な配置)

第6条 第1項~第2項 省略

3 建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「政令」という。)第 27条に定める建設工事においては、前二項に定める主任技術者又は監理 技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。この場合、当該技 術者は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継 続的に当該工事現場において専らその職務に従事するものとする。

第4項 省略

(元請業者の義務)

- 第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項を遵守しなければならない。
- (1)元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程 の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を<u>聴く</u> こと。
- $(2) \sim (3)$ 省略

(追加)

(追加)

改正案 現行 約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨及び当該事象の状況 把握のための必要な情報を提供すること。 ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因 する事象 イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象 (6) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の (4) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の 通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、 通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、 できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了するこ できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了するこ (7) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下 (5) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下 請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受 請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受 けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から 20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされ 20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされ ている場合は、この限りでない。 ている場合は、この限りでない。 (8)元請業者は、当該元請業者について、法第24条の5で規定する違 (追加) 反行為があるとして、下請業者が 企業長にその事実を通報したことを 理由として、取引の停止その他の不利益な取り扱いをしないこと。 (9) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の (6) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の 額を減じないこと。 額を減じないこと。 (10) 発注者から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるす (7)発注者から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるす べての下請業者に対して、この要領に定める事項を遵守するように指 べての下請業者に対して、この要領に定める事項を遵守するように指 導に努めること。 導に努めること。

改正案

現行

(下請代金の支払条件)

- 第8条 下請契約における下請代金の支払においては、元請業者と発注者 との間の請負契約における支払条件とかかわりなく、次の事項を遵守し なければならない。
- (1)元請業者は、前金払の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前金払として支払うよう努めること。特に公共工事においては、発注者から現金で前金払がなされるので、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するように努めること。
- $(2) \sim (6)$ 省略
- (7)元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、 又は手形期間を延長するときは、当該手形の<u>割引</u>に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 省略

第9条 省略

(施工体制の把握)

第10条 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額)が4,000万円以上(建築一式工事にあっては6,000万円以上)になるときは、「施工体制台帳及び作業員名簿(様式第1号又はこれに準ずるもの)」並びに「施工体系図(様式第3号又はこれに準ずるもの)」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

(下請代金の支払条件)

- 第8条 下請契約における下請代金の支払においては、元請業者と発注者 との間の請負契約における支払条件とかかわりなく、次の事項を遵守し なければならない。
- (1)元請業者は、前金払の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前金払として支払うよう努めること。特に公共工事においては、発注者から現金で前金払がなされるので、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するよう努めること。
- (2)~(6)省略
- (7)元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、 又は手形期間を延長するときは、当該手形の<u>割合</u>に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 省略

第9条 省略

(施工体制の把握)

第10条 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額)が4,000万円以上(建築一式工事にあっては6,000万円以上)になるときは、施工体制台帳(様式第1号又はこれに準ずるもの)及び施工体系図(様式第3号又はこれに準ずるもの)を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

改正案

現行

- 2 前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、「再下請負通知書<u>及び作業員名簿</u>(様式第2号又はこれに準ずるもの)」を作成し、前項の特定建設業者に<u>書面に</u>より通知しなければならない。
- 3 前項の通知事項に変更があったときは、遅延なく、当該変更があった 年月日を付記して、変更後の事項について、前項の例により通知しなければならない。
- 4 第2項において、一人親方(従業員を雇っていない個人事業主。以下 同じ。)として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入し ていない作業員がいるときは、第1項の特定建設業者は下請業者 に対 し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出 を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するもの とする。
- 5 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、公共工事にあっては発注者に提出し、公共工事以外にあっては発注者から請求があったときは、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 6 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が 見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 7 公共工事についての<u>第1項、第2項、第4項及び第6項</u>の規定の適用 については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」 と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以 上ある時は、それらの請負代金の額の総額)が4,000万円以上(建築 一式工事にあっては6,000万円以上)になる」とあるのは「下請契約を 締結した」とする。

2 前項の建設工事の下請<u>負人</u>は、その請け負った建設工事を他の建設業 を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書(様式第2号又はこれに 準ずるもの)を作成し、前項の特定建設業者に通知しなければならない。

(追加)

(追加)

- 3 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、公共工事にあっては発注者に提出し、公共工事以外にあっては発注者から請求があったときは、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 4 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が 見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 5 公共工事についての<u>第1項、第2項及び第4項</u>の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額)が4,000万円以上(建築一式工事にあっては6,000万円以上)になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。

改正案

現行

- 8 第1項の特定建設業者及び前項で読み替える建設業者は、遅滞なく、 その請け負った建設工事を請け負わせた下請<u>業者</u>に対し、様式第4号又 はこれに準ずる様式により書面にて通知しなければならない。
- 9 第2項の下請<u>業者</u>は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請<u>業者</u>に対し、様式第5号又はこれに準ずる様式により<u>書面にて</u>通知を行わなければならない。

第11条~第15条 省略

(指導勧告等)

- 第16条 企業長は、この要領に違反した建設業者等に対し必要があると認められるときは、次の各号に定める措置を行うものとする。
- (1) この要領に違反した建設業を営む者に対して、法第41条第1項の 規定による助言、指導及び勧告を行うことができる。
- (2) 企業団の入札参加資格業者が前号の規定による指導若しくは勧告に 従わないとき、又は第12条に規定する<u>届出等</u>に虚偽の記載等があった ときは、企業団発注工事に対し考慮するものとする。

第17条~第18条 省略

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年1月15日から施行する。

附則

- 6 第1項の特定建設業者及び前項で読み替える建設業者は、遅滞なく、 その請け負った建設工事を請け負わせた下請<u>負人</u>に対し、様式第4号又 はこれに準ずる様式により通知を行わなければならない。
- 7 第2項の下請<u>負人</u>は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請<u>負人</u>に対し、様式第5号又はこれに準ずる様式により通知を行わなければならない。

第11条~第15条 省略

(指導勧告等)

- 第16条 企業長は、この要領に違反した建設業者等に対し必要があると認められるときは、次の各号に定める措置を行うものとする。
- (1) この要領に違反した建設業を営む者に対して、法第41条第1項の 規定による助言、指導及び勧告を行うものとする。
- (2)企業団の入札参加資格業者が前号の規定による指導若しくは勧告に 従わないとき、又は第12条に規定する<u>届出等事項</u>に虚偽の記載等があったときは、企業団発注工事に対し考慮するものとする。

第17条~第18条 省略

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年1月15日から施行する。

附則

| 山武郡市広域水道企業団建設工事適正化指導要領 新旧対照表 | | | |
|---|---|--|--|
| 改正案 | 現行 | | |
| この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。 | この要領は、平成26年10月1日から施行する。 | | |
| 附則 | 附則 | | |
| この要領は、平成27年9月3日から施行する。 | この要領は、平成27年9月3日から施行する。 | | |
| 附則 | 附則 | | |
| この要領は、平成28年6月1日から施行する。 | この要領は、平成28年6月1日から施行する。 | | |
| <u>附 則</u> | | | |
| この要領は、令和4年月1日から施行する。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 別表第1 省略 | 別表第1 省略 | | |
| | | | |
| 別表第2 (第11条関係) | 別表第2 (第11条関係) | | |
| <雇用・労働条件の改善> | <雇用・労働条件の改善> | | |
| (1)建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとと | (1)建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとと | | |
| もに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。 | もに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行う。 | | |
| (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 | (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 | | |
| 10 人以上の建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成 | 10人以上の建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成 | | |
| の上、労働基準監督署に届け出ること。 | の上、労働基準監督署に届け出ること。 | | |
| (3)賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に | (3)賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその金額を直接、建設労働者に | | |
| 支払うこと。 | 支払うこと。 支払うこと。 | | |
| (4)建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。 | (4)建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。 | | |
| (4) 建設为側有名溥及の真金百帳を適正に調製すること。 (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日 | (4) 建設労働省名溥及の真金百帳を適正に調製すること。 (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日 | | |
| (3/ 力) | (3) カ側時間目壁を週上に11リーで。この場合、カ側時間の超離で作日 | | |

の確保には十分配慮すること。

の確保には十分配慮すること。

改正案

現行

<安全・衛生の確保>

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接<u>指揮</u>監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

<社会保険の加入>

- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- (9) 法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書(特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書)の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

<福祉の充実>

(10) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう 努めること。

<安全・衛生の確保>

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接<u>指導</u>監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請けった建設業者に報告すること。

<福祉の充実>

(8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

(追加)

(追加)

(9) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう 努めること。

改正案

- (11) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するととも に、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入 対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう 指導に努めること。
- (12) 常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。なお、その他の建設労働者に対しても、健康診断を行うよう努めること。

<福利厚生施設の整備>

- (13) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住 環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関 する規定を遵守すること。
- (14) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設 (食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の整備に 努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者 は、これに努めること。

<技術及び技能の向上>

(15) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

<適正な雇用管理>

- (16) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及 び向上を図るよう努めること。
- (17) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

現行

- (10) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するととも に、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入 対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう に指導に努めること。
- (11) 常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断 を必ず行うこと。なお、その他の建設労働者に対しても、健康診断を 行うよう努めること。

<福利厚生施設の整備>

- (12) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住 環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関 する規定を遵守すること。
- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設 (食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の整備に 努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者 は、これに努めること。

<技術及び技能の向上>

(14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

<適正な雇用管理>

- (15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及 び向上を図るよう努めること。
- (16) 建設労働者の募集は適法に行うこと。

| | 于旭正1011年女员 初旧为派衣 |
|---|---|
| 改正案 | 現行 |
| <u>(18)</u> 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に <u>外国人に</u> 就労させない | <u>(17)</u> 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に <u>外国人を</u> 就労させない |
| こと。 | こと。 |
| | |
| <その他> | <その他> |
| (19) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定 | (18) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定 |
| する法令を遵守すること。 | する法令を遵守すること。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| | | 于是上门门夺人员 初门仍然久 | |
|--|-------------------------------------|---------------------|--|
| 改正案 | | 現行 | |
| 【様式】 | | 【様式】 | |
| 様式第1号~様式第2号 一号特定技能外国人の従事の状況(有無) | 確認欄 | 様式第1号~様式第2号 (追加) | |
| 日本 (1.6 年 日本 | 次数機 次数機 次数機 次数 次数 次数 次数 | (追加)様式 | |



| | 改正案 | 現行 | |
|-------------------------|---|----------|--|
| 第10号 点検等報告書 | (別添) | (追加)赤字部分 | |
| <u>別路</u> 点検年月日 | 年 月 日 | | |
| 1. 点検事項 | 点検結果(鉄当する事項に○をする。) | | |
| (1) 施工体制台級 の整備状況 | イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正 | | |
| (2) 下請契約書 | イ. 建設工事標準下請契約約款を使用 ロ. 同約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ. その他 | | |
| (3) 一括下請又は不必要な 重層下請 | イ. 疑いがない ロ. 疑いがある | | |
| (4) 標識等の掲示 | イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正 | | |
| (5) 施工体制及び施工体系図の 確認 | イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正 | | |
| (6) 監理(主任) 技術者の 配置状況 | イ. 適正 ロ. 一部不適正 ハ. 不適正 | | |
| (7) 下請業者の使用状況 | イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正 | | |
| (8) 社会保険の加入状況 | イ、適正 ロ、一部不適正 ハ、不適正 | | |
| 2. その他の事項 | (具体的に記入) | | |
| (不適正等の内容) | | | |
| (指導状況) | | | |
| | | | |
| | 点検(調査)者職・氏名 | | |

| 改正案 | | 現行 |
|---|-------------------|-----------|
| 様式第13号 施工体制等点検表 | | (追加) 赤字部分 |
| 様式第13号 施 工 体 制 等 点 検 表 工 本 名: | | |
| 博 负莱考名: | | |
| I 事 前 点 検 ②酵臭業者より提出された施工体制合優の整備状況を事前に点検 | | |
| 点 検 事 項 | 新 果 | |
| 1. 施工体制会機に必要事項が書き込まれているか | | |
| ①作成階段集者の建設集件可集積・件可年月日・許可書号 | | |
| ②機康保險等の加入状況 (健康保険・厚生年全保険・雇用保險) | | |
| ②維設工事の名称、内容及び工期 ④発性者と開発契約を締結した年月日、当該発性者の名称及び住所並びに当該請負契約を締結 | ★ 学章型 A A | |
| を表現るとは対対的と特殊したイガロ、自動気は有い名が及び他の並びに自動は対大的を動物に 特及び所在地 | ひた 高 無の (の名) | |
| ⑤廃往者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び確康、当該監督員の行為についての作成者に対する意見の中間方法(またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の平し) | 建設業者の発性 | |
| ⑥敷理(主任)技術者の氏名、その者が有する技術者資格(工種)及びその者が専任の技術者では | あるか否かの別 | |
| ①作成聴設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び確保、当該現場代理人の 発性者の作成聴設業者に対する意見の甲出方法(またはその内容が記載された作成聴設業者へ し) | 行為についての の通知書の写 | |
| ③専門技術者を置くときは、その者の氏名、根当する工事内容及びその者が有する主任技術者 | 資格內容 | |
| ②聴設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合に(6)に掲げるものを除く。) (1)氏本、生年月日及び年齢 (2) 康羅 (3) 健康保険法又は国民保険法とよる医療保険。国民年金法又は厚生年金保険法による年金雇用保険の加入等の状況 (4)中小企業巡議金大済役第二条第七項に規定する被大済者に該当する者であるか否かの別(5)安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容(6)聴設工事に保る知識及び技術又は技術に関する資格 | 及び | |
| ③一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況 | | |
| ②下請負人の高号又は名称及び住所、許可書号及び下請負人の高号又は名称及び住所、許可書けた施股票の種類、健康保険等の加入状況 | 号及び許可を受 | |
| ②全ての下贈負人の請け負った工事名称、金額及び内容・工期 | | |
| ②全ての下騰負人が住文者と下謄契約を締結した年月日 | | |
| ②作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限等、当該監督員の行為につ 作成建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の | いての下離人の 写し) | |
| ③下贈負人が受場代理人を置くときは、当該残場代理人の氏名及び権限等、当該残場代理人の7 成職股票者の下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容を配載した作成職股票者への | | |
| ②下騰負人が賃く主任技術者の氏名、その者の有する資格又は実務経験年数及び専任か否かの8 | | |
| ②下贈負人が専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する内容 | 主任技術者資格 | |
| ②1次下請負契約を締結した作成職投棄者の営業所の名称及び所在地 | | |
| | - | |
| | | |

| 改正案 | |
|--|--------------------|
| | |
| ③聴設工事に従事する者に関する次に掲げる事項 (建設工事に従事する者が希望しない場合に (6) に掲げるものを除く。) (1) 氏名、生年月日及び年齢 (2) 職権 機構保険社には国際保険社による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金 雇用保険法による雇用保険の加入等の状況 (4) 中小金乗通路金井所社第二条第七項に規定する被弁所者に販当する者であるか否かの別 (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容 (6) 職款工事に係る知識及び技術又は技術に関する教育。 | 達及び |
| ③下槽負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設飲労者の従事の状 | HR. |
| 施工体制作帳の添付書額は揃っているか | 100 |
| (1) 2次以下の下籍負人を含め、全ての諸負契約書の早しが提出されているか確認(すべての下籍業者について諸負金額を明記しなければならない。) | |
| 7. 建設工事標準下腰契約約款を使用、イ. 同約款に準約した内容を持つ下腰契約書を使用 している、ク. その他 | ア、イ、ウ |
| (2)イ又は夕の場合、下請契約書に後第19条にある全ての事項が含まれているか | |
| ①工事内容、②酵負代金の額、②工事者子の時期及び工事完成の時期 | <u> </u> |
| ④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 | |
| ⑤精負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払 | ムの時期及び方法 |
| ⑥当事者の一方から設計変更又は工事署子の時期の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中た場合における工期の変更、酵食代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法 | |
| ②天災その他不可机力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定力法に関する定め | |
| ⑥価格等の変動者しくは変更に基づく酵負代金の模又は工事内容の変更 | |
| ②工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め | |
| ⑥往文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内する定め | 1等及び方法に関 |
| ②往文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時 | 翔 |
| ◎工事完成後における酵食代金の支払いの時期及び方法 | |
| ③工事の目が約3年権規又は具質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担 は当該責任の履行に関して関すべき保証保険契約の締結その他の機関に関する定めをするとき | I保すべき責任又 は、その内容 |
| ③各当事者の履行の遵務その他債務の不履行の場合における遵延利息、進約全その他の損害金 | |
| ⑤契約に関する紛争の解決方法 | |
| 点 検 事 項 | 新 果 |
| (3)主任技術者又は整理技術者が主任技術者資格又は整理技術者資格を有することの証明書の 写し(専任の整理技術者については整理技術者資格者証の写しに限る。) | |
| (4)主任技術者又は整理技術者が直接的かつ信息的な雇用関係にあることを証明するものの事し(機需保険証又は住民技術的連収技術の場合では通過力量等の事し)(別配1参照) | |
| (5)作成建設業者が請け負った建設工事に関し専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ框架的な雇用関係にあることを証するものの写し(別配1参照) | |
| 再下請負通知書は提出されているか、また配載事項に不信はないか | |
| 再下請負通知書の健康保険の加入状況(健康保険・厚生年金保険・雇用保険) | |
| 元體の施工範囲等を確認(直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等) | |

| 改正案 | | 現行 |
|---|-------|----------|
| ■ 現 場 点 検 (②現場における標識、施工体制、技術者等の点検) 4 機職等の掲示 | | (追加)赤字部分 |
| 点 検 事 項 | 粉果 | |
| (1) 下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示 | | |
| (2)発性者から建設工事を直接賭け負った建設業許可を持つ建設業者が建設業許可に関する標識の 集中 | | |
| (3) 建退共制度導入事業者であることの標識(シール)の掲示及び証紙の配布状況の確認 | | |
| (4) 労災保険に関する掲示 | | |
| o. 株工技術館 | | |
| 2. 施工体制等 点 検 事 項 | 粉果 | |
| (1)施工体制の機は英雄に備え付けられているか | -1 77 | |
| (2) 指導監督機関の長に提出した第工体制合機と比べ、不備、追加、変更はないか | | |
| ①施工体制台機に必要事項が書き込まれているか | | |
| ②施工体制合構の都付書類は揃っているか | | |
| (3) 施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか | | |
| (4) 元請負人の直営部分の施工状況の確認 | | |
| ①事前点検時に一括下謄等の可能性がある場合については、より評細に確認 | | |
| ②直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認 | | |
| (5) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認 | | |
| (6) 下請人の中に無許可乗者がいる場合に500万円以上 (職業一式工事にあっては1,500万円以上) の下請をさせていないかどうか確認 | | |
| (7) 元暦企業が下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業への指導を行っているか確認 | | |
| 3. 整理 (主任) 技術者の配置状況 | | |
| 点 検 事 項 | | |
| (1)整理 (主任) 技術者の異議専任制等について (整理技術者に対しては資格者証の提示を求める) | | |
| ①当該整理(主任)技術者の英緒専任制の確認 | | |
| ②当該監理(主任)技術者が、施工体制会模等に配載された技術者と同一人物であることの確認 | | |
| ②当該整理(主任)技術者の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認(別配1) | | |
| ②当該監理(主任)技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認(別配2) | | |
| 4. 下酵棄者の使用状況 | | |
| 点 検 事 項 | 新 果 | |
| (1)施工体制介板、下腊負通知書、施工体系図に配載のない下間業者が作業していないか | | |
| (2)下請棄者の施工状況、内容及び下請金額が下請負契約書に同じか | | |
| | | |